

木津川市第8期木津川市障害福祉計画・第4期木津川市障害児福祉計画策定業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づき、令和9年度から令和11年度までの「第8期障害福祉計画」及び「第4期障害児福祉計画」を各々策定するにあたり、計画案等の作成を支援するとともに、その基礎資料とするためのニーズ調査を実施するものである。また、受託者は計画策定に必要となるべき資料の収集・作成、業務量の推計、目標量の設定、策定委員会等への参画及び運営支援を行い、適正で実効性のある新計画の策定に資することを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) アンケート調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、市民の障害者支援に関する実態や要望について、調査票を設計し、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

ア 共通

- ・調査票の設計・印刷、送付・返信封筒印刷（サイズ：角2、送付・返信各用封筒は封緘用シール付きとし、障がい児者・団体の返信用封筒は別内容とする）、封入封緘作業、郵送及び回収作業（対象者の抽出、宛名シールの作成は市が行うものとする）。
 - ・回収票のデータ入力
 - ・データの集積・分析
 - ・調査報告書の作成（計画本紙掲載用のアンケート概要報告部分の作成も含む）、とりまとめ
- ※アンケート調査に係る費用（郵送料等も）は全て委託料に含むものとする。

イ 障がい児者へのアンケート調査

【調査対象者】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
所持者 計 2, 000通

【設 問 数】 約 70 問 (前回のアンケート用紙 (A4 両面 10 枚、64 問) を基本に、前回使用した調査票や厚生労働省が示す計画関連情報などを基に、現在の社会情勢を踏まえ、生活の状況や・ニーズの把握、障害福祉サービス等の利用状況などについて市と協議の上作成する。)

ウ 障がい児者団体、事業所調査 (団体や事業所への意向調査等による分析)

【調査対象者】 障がい児者団体、事業所 計 60 通

【設 問 数】 約 8 問 (前回のアンケート用紙 (A4 両面 2 枚、5 問) を基本に、現在の社会情勢を踏まえ、作成する。)

(2) 施策・事業の実施状況の評価及び障害福祉を取り巻く現状と課題の把握・分析支援

障害福祉をめぐる施策動向、木津川市の概要及び社会経済特性、地域福祉資源の整備状況、障がい児者の現況動向及びサービスの利用状況等について、整理分析を行う。

また、現行計画における評価、検証の実施。調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。アンケート調査の分析結果等も踏まえて課題をとりまとめ、地域ニーズ等や、上位・関連計画についても把握したうえで、新たな計画において重点的に取り組む事項等を検討する。

(3) 障害福祉サービス等の利用状況の整理・把握・見込量の算定、確保策の検討支援

ア 障害福祉サービスの利用実績分析

イ 障害者の動向や施策・サービスの利用状況の把握

ウ 障害福祉サービスの各年度における見込量の算定及び確保策の検討

(4) 計画骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

※第 2 回目の策定委員会に参考資料として提出するため、第 2 回策定委員会の 3 週間前までには納品すること。第 2 回策定委員会の日程は別途調整する。策定委員会での意見等を反映した骨子案・素案については納期限までに提出すること。

(5) パブリックコメントの実施支援

ア パブリックコメントの実施に関する支援を行うこと

イ 広く本市民の意見を幅広く事業計画に反映していくため、パブリックコメント実施に際しホームページ掲載用 計画素案電子データの提供及び回答に係る資料作成等を行うこと。

ウ 計画素案に係る本市民意見を体系的に整理・集約し、回答となる資料作成、必要な助言を行うこと。

エ 計画への意見の反映

(6) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成し、策定委員会に出席するとともに、協議事項に関する説明や委員会内での質疑に対する応答を行い、議事録（要約版）を作成すること。

(7) 法令改正による計画との整合性の確保

福祉分野の法令との整合が取れた計画を策定する必要があるため、福祉関連の法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供を行うこと。情報提供内容は「対象法令名及びその概要、関係省庁、可決成立年月日」等をわかりやすくとりまとめること。また、福祉関係法令が改正される都度、改正法令の新旧対照表を作成し提出すること。

※第1回目の策定委員会に参考資料として提出するため、第1回策定委員会の1週間前までには納品すること。第1回策定委員会の日程は別途調整する。

(8) 福祉関連施策に係る先進事例の提供

計画策定の施策を検討する際の資料とするため、全国自治体の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体人口などの基本情報はもとより、施策担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例を冊子としてまとめ納品すること。

※第1回目の策定委員会に参考資料として提出するため、第1回策定委員会の1週間前までには納品すること。第1回策定委員会の日程は別途調整する。

4 成果品

(1) アンケート調査結果報告書：A4判・50部・約120項・1色刷 表紙レザック

(2) 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画概要版（A4判、8頁、フルカラー）：300部

(3) 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画本編（A4判、60頁程度、1色刷、表紙レザック）：100部

- (4) 法令改正等情報提供資料 3部
- (5) 福祉関連施策に係る先進事例冊子 3部
- (6) 上記電子データ一式

5 データの取扱い

(1) データの秘密保持

秘密情報は、管理者の注意を以って保持するものとし、秘密情報を必要とする従業員以外の者に対して一切漏らしてはならない。また、委託業務以外で、使用若しくは複製をしてはならない。

(2) データの提供について

委託業務のための必要なデータについて、受託者が市に提供を求める場合は、データ提供依頼書を提出するものとする。

(3) データの第三者への提供の禁止

データの第三者への提供については、市の書面による事前承諾がある場合に限り、提供できるものとする。

(4) データの全部又は一部の複製の禁止

業務委託の処理のために作成した磁気媒体等については、適正に管理するものとし、市の許可無く複製してはならない。

6 実施体制

本仕様に定める委託内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。体制を変更する必要がある場合には、事前に市の承認を得ること。

7 契約に関する条件

(1) 支払条件

業務完了後、適法な請求があった日から30日以内に一括払。

(2) 成果物に関する事項

木津川市が当該事業に基づき、依頼した成果物に係る著作権は全て木津川市に帰属する。

(3) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材または必要な処理手続きを行った素材を利用すること。

8 提出書類

受託者は、契約締結後又は業務完了後速やかに、次の資料を作成し、木津川市

に提出、検査を受けること。

なお、各書類の書式については、別途、協議を行うものとする。

- (1) 業務計画書（契約締結後）
- (2) 業務完了届（業務完了後）
- (3) その他、木津川市が必要と認める書類（契約締結後・業務完了後）

9 法律の厳守等

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、適切な技術を発揮するとともに、委託者の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。

なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。

- (2) 受託者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は、利用してはならない。

10 留意事項

- (1) 著作権

ア 受託者が本仕様書に基づいて作成したすべての成果物の著作権は木津川市に帰属するものとする。成果物が第三者の著作権その他権利を侵害しないものであることを保証すること。

イ 受託者は、第三者との間に著作権その他権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が木津川市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において解決すること。

- (2) 業務実施上の条件

委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、備品、事務消耗品等、業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。

- (3) その他

ア 業務実施にあたっては、事前に木津川市と協議すること。

イ 業務実施においては、選定時の企画提案内容を遵守すること。

ウ 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、互いに協議を行い必要な措置を行うこと。

エ 事業実施にあたっては、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q & A等及び委託者の指示に従いながら進める。

- オ 委託者は、事業の実施状況について、報告を求めることができる。
- カ 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、互いに協議を行い必要な措置を行うこと。
- (4) 本仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、木津川市と協議すること。

以 上